

## 旭川市国民保護計画の変更について

### 1 変更の理由

本市の令和7年4月1日以降の組織変更等に伴うもの

### 2 主な変更内容

#### (1) 本市の組織変更に伴うもの

理 由	主 な 内 容
令和7年度旭川市 の組織変更 に整合させるた め	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資料編 第2 2-1 市の各部局における平素の業務</li> <li>○資料編 第3 3-2 市国民保護対策本部の組織図</li> <li>○資料編 第3 3-3 市各部局課の武力攻撃事態等における業務 【市国民保護対策本部における部班の事務分掌】</li> <li>3-4 国民保護計画項目（見出し）別担当部局（課）</li> </ul>

#### (2) 統計資料数値の修正等、経年に伴うもの

理 由	主 な 内 容
統計数値を最 新の状態に修 正するため	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本編 第1編 第5章 2社会的特徴 (1)人口及び世帯 経年に伴う統計数値の修正等</li> <li>○資料編 第1 総論に関すること 1-1 関係機関等の連絡先 全町内会数、区域内の世帯概数について、経年に伴う統計数値を修正</li> <li>○資料編 第2 平素からの備えや予防に関すること 2-2 避難施設一覧 新規の指定、閉校・売却による廃止等を修正 2-3 輸送能力 自動車、バス、鉄道について、経年に伴う統計数値を修正</li> </ul>